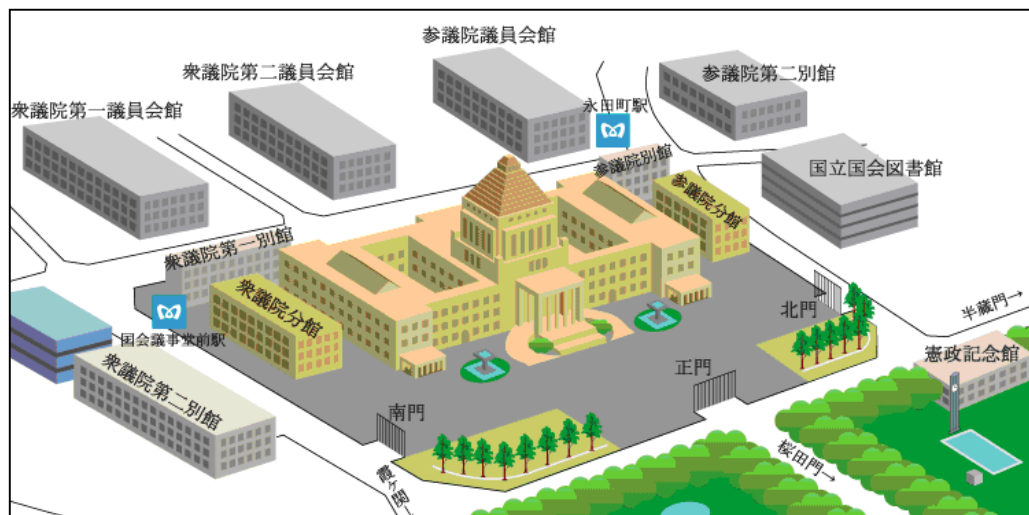


国会案内

目 次

	頁
○ 国会周辺図	425
○ 憲政記念館	426
○ 広報・広聴	432
<衆議院ホームページ>	432
<国会審議中継>	434
<衆議院事務局チャンネル(YouTube)>	435
<参観者ホールでの情報提供>	436
○ 国会会議録検索システム	438
○ 国会参観(衆議院)の手続	439
○ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴	442
○ 請願の手続	444
○ 陳情の手続	446
○ 地方議会からの意見書の手続	446
○ 復興特別意見書の手続	446
○ 福島復興再生特別意見書の手続	446
○ 行政に関する苦情受付窓口	448
○ 意見窓口「憲法のひろば」	449
○ 国会議員政策担当秘書資格試験	450
○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧	453
○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧	453
○ 衆議院事務局の情報公開・個人情報保護	454

○ 国会周辺図



■ 衆議院 (The House of Representatives)

〒 100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

電話 03(3581)5111(代表)

<最寄り駅>

東京メトロ 丸ノ内線、千代田線……………国会議事堂前駅
有楽町線、半蔵門線、南北線……………永田町駅

○ 憲政記念館

憲政記念館は、昭和45年に我が国が議会開設80年を迎えたのを記念して、議会制民主主義についての一般の認識を深めることを目的として設立され、昭和47年3月に開館しました。

憲政記念館のある高台は、江戸時代の初めには加藤清正が屋敷を建て、その後彦根藩の上屋敷となり、幕末には藩主であり時の大老でもあった井伊直弼が居住し、後に明治時代になってからは参謀本部・陸軍省が置かれました。

昭和27年にこの土地は衆議院の所管となり、昭和35年には、憲政の功労者である尾崎行雄を記念して、尾崎行雄記念財団によって尾崎記念会館が建設され、衆議院に寄贈されました。その後これを拡大して憲政記念館となりました。

憲政記念館では、国会の組織や運営などを資料や映像によって分かりやすく紹介するとともに、憲政の歴史や憲政功労者に関係のある資料を収集して常時展示するほか、企画展示等を行っています。



《常設展示》

[1階展示室]

1 議場体験コーナー

内閣総理大臣の演説する映像を議席に座って見ることができます。また、演壇や議席で自由に記念写真を撮ることもできます。



2 国会の仕組コーナー

パソコンで、国会の仕組みや世界の議会を分かりやすく紹介するほか、国会の知識をQ & A方式でランキングを競うなど楽しみながら学習できます。

3 情報検索コーナー

パソコンで、国会関係のホームページや、衆議院審議中継などを見ることができます。

4 国会の速記（衆議院）コーナー

速記の歴史や会議録ができるまでの過程をパネルや資料などで見ることができます。



5 尾崎メモリアルホール

衆議院議員当選25回、議員として60年7か月在職し、衆議院から憲政功労者として表彰され、名誉議員の称号を贈られた尾崎行雄の足跡をしのんで、遺品、著作、書跡、写真などを展示しています。



6 衆議院刊行物展示コーナー

本会議・委員会等の会議録、議案類（法律案、条約、予算書、決算書）、衆議院公報、「衆議院先例集」、「衆議院委員会先例集」、「衆議院の動き」、「RESEARCH BUREAU 論究」、「通過議案要旨集」等の衆議院刊行物等を展示しています。

会議録、議案類等は前年の常会からのバックナンバーをご覧になれます。

[2階展示室]

1 憲政史シアター

議会思想が移入された幕末から今日に至るまでの憲政史に関する映像を見ることができます。



2 憲政史映像選択コーナー

パソコンで、「国会のすすめ」「憲政の歩み」「憲政のあけぼの」「帝国議会の歩み」「新しい国会の歩み」「婦人参政への道」「議事堂ものがたり」「憲政擁護運動から普選の実施まで」「昭和の開幕から新国会の誕生まで」などの映像ソフトを選択して見ることができます。

3 憲政の歩みコーナー・壁面コーナー

明治維新から帝国議会を経て現在の国会に至る憲政の歩みを、文書類を始め、関係資料・写真などで見ることができます。また、憲政の歴史に関係ある資料の企画展示等も行っています。



4 映像検索コーナー

パソコンで、「憲政史上の人々」「歴代の衆議院議長」「歴代の内閣総理大臣」「錦絵紹介」の中から好みの項目を検索して、人物の肉声を聞いたり、略歴などを見ることができます。

5 立体ビジョンコーナー

帝国議会第1次仮議事堂に初登院する議員たちの有様や、初めての議会での出来事を立体映像で見ることができます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため令和2年3月より展示参観を休止していましたが、同年6月1日（月）より常設展示の一部を除いて再開しました。

《特別企画展示》

「館蔵資料と事務局文書で見る議会の歩み」〔2階展示室〕

本特別企画展示では、1890（明治23）年11月の帝国議会の開幕から、大正の本格的政党内閣誕生を経て激動の昭和に至り、太平洋戦争後、国会として再出発する我が国議会の歩みの一端を憲政記念館所蔵資料と衆議院事務局文書により紹介しました。

○展示概要

当館展示室で、絵画・文書等の展示を行いました。

◆期間 令和2年9月11日（金）～12月20日（日）

◆特別企画展示の案内

特別企画展示
館蔵資料と事務局文書で見る議会の歩み

2020年
9/11(金)→12/20(日)
入館無料

衆議院憲政記念館
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1
TEL:03-3581-1651
FAX:03-3581-7962
開館時間 9:30～17:00（入館は16:30まで）
休館日 月曜日（祝日）、12月31日（祝日）
※休館日のホームページには25分前まで受付いたします。
※新型コロナウイルス感染症の発生状況により、休館日を変更する場合があります。

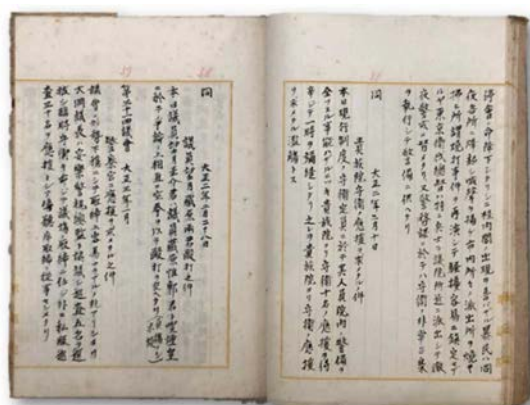
◆ 主な展示資料

錦絵「東京府下糶町区幸町国会議事堂之光景」 歌川国利画



第1回帝国議会召集日前日である1890（明治23）年11月24日、木造の仮議事堂が東京日比谷に完成すると、洋風の仮議事堂は錦絵の格好の題材となり、市中の絵草紙屋の店頭を飾り、好個の東京みやげとなりました。

衆議院警務課事故録 大正2年2月10日



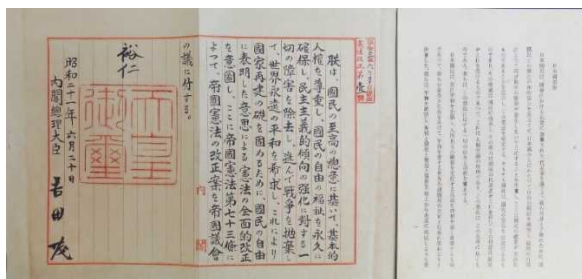
1913（大正2）年2月5日、尾崎行雄による桂太郎内閣弾劾演説の後、桂は議会を停会させました。停会明けの同月10日は、本会議が開かれる予定でしたが、この日、民衆が議会を包圍して軍隊が出動する騒ぎとなり、桂は翌11日に総辞職しました（大正政変）。この資料は、当時議会の警備を担当した衆議院警務課の事故録であり、2月10日当日の様子が記されています。

絵画「議事堂屋上からの展望図」 高橋健司郎画



1936（昭和11）年11月7日、新議事堂の竣功式が行われました。新議事堂は、その見事さから「白亜の殿堂」とも呼ばれました。資材は、ほぼ国産のものが用いられ、完成までに17年の歳月と当時のお金で2,570万余円（現在で約500億円）の予算という費用をかけて建てられました。完成の翌月からは、さっそく第70回議会が開かれ、白熱した議論の場となりました。この絵画は、昭和天皇が内覧された際、議事堂屋上からの展望を説明するために使われたものです。

帝国憲法改正案（複製） 昭和21年6月20日



第1次吉田茂内閣は、第90回議院に帝国憲法改正案を提出しました。改正案は貴衆両院での修正を経るなどして成立しました。

1946（昭和21）年11月3日、日本国憲法として公布され、翌年5月3日に施行されました。

《新たな憲政記念館と代替施設について》

新たな国立公文書館の建設は、平成26年より政府でその検討が行われていました。立法府では、平成29年4月14日の衆議院議院運営委員会で、憲政記念館敷地を含む国会前庭を、新たな国立公文書館と憲政記念館の合築として政府が建設するために使用することを認める決定がなされました。平成30年4月10日、新たな国立公文書館及び憲政記念館に関する小委員会で、建物の概要等について定めた「新たな国立公文書館建設に関する基本計画」が了承されました。

令和元年12月3日の小委員会では、政府から「新たな国立公文書館及び憲政記念館に係る基本設計」及び「憲政記念館の代替施設の概要」が報告され、妥当なものとされました。政府は、新施設の実施設設計を取りまとめた後、その概要を小委員会に報告することとなりました。

基本設計では、新施設は地上3階地下4階、総建物面積は約42,460㎡、今後は、実施設計が令和2年度末まで行われ、令和10年度中の完成、開館が予定されています。

工事期間中の憲政記念館代替施設は、国会参観バス駐車場の北側にある国有地に設置され、現在の憲政記念館の会議室や展示、収蔵といった主要な機能を維持することとなります。令和元年12月3日の小委員会では、政府から、代替施設の総建物面積が約3,200㎡であることが報告されました。令和元年度末まで設計が行われ、令和2年度に工事に着手、令和3年度中に完成、移転が予定されています。



[内閣府 HP (<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20191118/shiryousu3-1.pdf>)より新国立公文書館（左）及び新憲政記念館西側外観部分（右）を抜粋]

<国会前庭>

国会議事堂に隣接する国会前庭は北庭（北地区）と南庭（南地区）からなっています。その約5万㎡ある敷地では、桜やハナミズキを始め、四季を彩るさまざまな自然を楽しむことができます。

憲政記念館や時計塔のある北庭は洋風の庭園で、噴水池、全国の土地の標高を決める基となる日本水準原点や電子基準点などもあります。南庭は池の畔に東屋が建ち、小川や滝を配した和風の庭園となっています。

なお、衆議院を訪れた参観者の方々に、より多く憲政記念館へもお越しいただけるよう、平成30年12月、参観者ホールに「憲政記念館 周辺散策マップ」が設けられました。



入館料 無料
 開館時間 9時30分～17時（入館は16時30分まで）
 休館日 毎月の末日及び12月28日から翌年1月4日

衆議院事務局憲政記念館

住所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1-1

電話 03(3581)1651（直通）

FAX 03(3581)7962

なお、衆議院ホームページからも憲政記念館のご案内にアクセスできます。

○ 広報・広聴

広報課では、衆議院ホームページ、国会審議中継、参観者ホールにおける展示等により、衆議院及び国会に関する情報を提供するとともに、ご質問等にも対応しています。

< 衆議院ホームページ >

衆議院ホームページでは、本会議・委員会等に関する情報、立法情報、議員情報のほか、各種手続（傍聴及び参観等）及び衆議院からのご案内等に関する情報を提供しています。

衆議院ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp/>



衆議院 The House of Representatives, Japan

本会議・委員会等 立法情報 議員情報 国会関係資料 各種手続 English

本会議開会情報
掲載情報はありません。(令和2年11月5日)

議員会開会情報(衆議院公報)
委員会等の開会及び経過に関する情報

議長・副議長の挨拶
議長 副議長

第203回国会(臨時会)は、令和2年10月26日に召集されました。
会期:12月5日までの41日間

新着情報
院内参観及び傍聴の制限措置の継続について(令和2年9月10日) NEW
(院内参観及び傍聴の制限に関するお知らせ:令和2年2月28日)

議案、公報を更新しました。(令和2年11月5日) NEW

第203回国会 国務大臣の演説に対する質疑(代表質問 2日目)(令和2年10月29日)

第203回国会 国務大臣の演説に対する質疑(代表質問 1日目)(令和2年10月28日)

立皇親の礼に当たり賛詞奉呈(令和2年10月28日)

トピックス一覧

本会議・委員会等	立法情報	議員情報
<ul style="list-style-type: none"> 本会議 本会議開会情報 委員会等 委員名簿 委員会ニュース 憲法審査会 情報監視審査会 政治倫理審査会 	<ul style="list-style-type: none"> 会議録 国会会議録閲覧システム(国立国会図書館蔵) 議案 法律案等審査経過概要 質問主意書・答弁書 議案 制定法律 衆議院公報(会議情報) 国会提出報告書等 	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院の役員等一覧 会派名及び会派別所属議員数 議員一覧 会派別議員一覧 衆議院議員会館議員事務室一覧表 議員氏名の正確な表記

各種手続

- 議案・原案・意見書の手続
- 本会議、委員会等の傍聴案内
- 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内
- 会議録等刊行物の閲覧
- 国会参観の手続及び参観者用パンフレット
- 行政に関する苦情受付窓口

ご案内

- 小型無人機等の飛行禁止区域について
- 関連情報
- 国会議員政策担当秘書資格試験
- 事務局職員採用案内
- 情報公開
- 個人情報
- 衆議院事務局における除害を理由とする差別の解消の推進
- その他ご案内

事務局・法制局からのお知らせ

- 衆議院事務局チャンネルの運用方針について
- 衆議院を発信元と詐称する電子メールについて

国会関係資料

- 国会について
- 国会関係法規
- 国会会期一覧
- 歴代議長・副議長一覧
- 衆議院の動き
- 議案作成資料
- 衆議院議員総選挙一覧
- 衆議院選挙制度に関する調査会
- 天皇の退位等についての立法院の対応
- その他資料等

衆議院事務局 採用情報
 衆議院法制局 採用情報
 YouTube 衆議院事務局チャンネル
 NHK 国会事故調
 関連リンク

ホームページについて Webアクセシビリティ リンク・著作権等について お問い合わせ

衆議院
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1
 電話(代表)03-3581-5111
 案内図

Copyright © 2014 Shugin All Rights Reserved.

衆議院ホームページの主な提供情報

議長・副議長の挨拶	衆議院議長・副議長からのメッセージ
本会議・委員会等	
本会議	
本会議開会情報	本会議の議事日程及び議事経過 【掲載回次】 第151回国会以降
委員会等	
委員名簿	各委員会等の委員名簿
委員会ニュース	各委員会の審査経過、質疑者、主な質疑項目及び議題とされた法律案等の概要、修正案要旨及び附帯決議等 【掲載回次】 第169回国会以降
憲法審査会	新着情報、憲法審査会委員名簿、審査会ニュース、会議日誌、会議資料、今後の開会予定等 【掲載回次】 第167回国会以降
情報監視審査会	情報監視審査会委員名簿、開会日及び議事経過、情報監視審査会報告書、関係法規 【掲載回次】 第189回国会以降
政治倫理審査会	政治倫理審査会委員名簿
立法情報	
会議録	本会議、委員会、憲法審査会等の会議録 【掲載回次】 第151回国会以降
国会会議録検索システム	衆参両院の全ての会議録等（国立国会図書館サイトへのリンク）
議案	議案の審議経過及び法律案・決議案の本文等 【掲載回次】 第142回国会以降
法律案等審査経過概要	法律案等の審査経過概要 【掲載回次】 第148回国会以降
質問主意書・答弁書	質問主意書・答弁書の本文及び経過 【掲載回次】 第1回国会以降
請願	委員会に付託された請願 【掲載回次】 第143回国会以降
制定法律	国会で成立した法律の本文 【掲載回次】 第1回国会以降
衆議院公報 （会議情報）	本会議、委員会、憲法審査会等の開会及び経過 【掲載回次】 第147回国会以降
国会提出報告書等	国会に提出された報告・勧告・意見等 【掲載期間】 おおむね1年間
議員情報	衆議院の役員等一覧、会派名及び会派別所属議員数、議員一覧、会派別議員一覧、衆議院議員会館議員事務室一覧表、議員氏名の正確な表記
国会関係資料	国会について、国会関係法規、国会会期一覧、歴代議長・副議長一覧、衆議院の動き、調査局作成資料、衆議院議員総選挙一覧、衆議院選挙制度に関する調査会、天皇の退位等についての立法府の対応等
各種手続	請願・陳情書・意見書の手続、本会議・委員会等の傍聴案内、衆議院議員の資産等報告書等の閲覧案内、会議録等刊行物の閲覧、国会参観の手続及び参観者用パンフレット、行政に関する苦情受付窓口
ご案内	小型無人機等の飛行禁止区域について、調達情報、国会議員政策担当秘書資格試験、事務局職員採用案内、情報公開、個人情報、衆議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進、その他ご案内
各種リンク	
衆議院インターネット審議中継	衆議院本会議・委員会等の審議のインターネット中継及びビデオライブラリ
憲政記念館	来館及び展示等のご案内
衆議院憲法審査会	上記「本会議・委員会等」における憲法審査会の情報と同じ
衆議院法制局	組織概要、衆法情報、成立した議員立法等
衆議院事務局採用情報	事務局職員の採用情報
衆議院法制局採用情報	法制局職員の採用情報
衆議院事務局チャンネル	国会の施設案内等に関する動画（YouTube）
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会サイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業で保存）へのリンク
関連リンク	国会関連、政党及び官公庁等のホームページへのリンク
その他掲載情報	トピックス、フォトギャラリー、ヘルプ、ホームページについて、Webアクセシビリティ、リンク・著作権等について、お問い合わせ、国会周辺案内図等
English	英語版（新着情報、議員情報等）

<国会審議中継>

1 テレビ中継放送

衆議院では、国会審議を活性化し国民に開かれた国会とするため、本院の本会議や委員会等の開会から散会までの様子を中継しています。

この中継映像は国会内の各施設だけでなく、希望する各府省庁等、政党本部、放送局及び通信社等にも配信しています。

2 インターネット審議中継

インターネット審議中継ホームページを開設し、テレビ中継放送の映像を国内外に配信しています。

また、本ホームページは、ライブ中継とともにビデオオンデマンドによる録画中継（ビデオライブラリ）も行っています。録画中継は、第174回通常国会以降の審議映像を視聴することができます。

衆議院インターネット審議中継ホームページアドレス
<https://www.shugiintv.go.jp/>

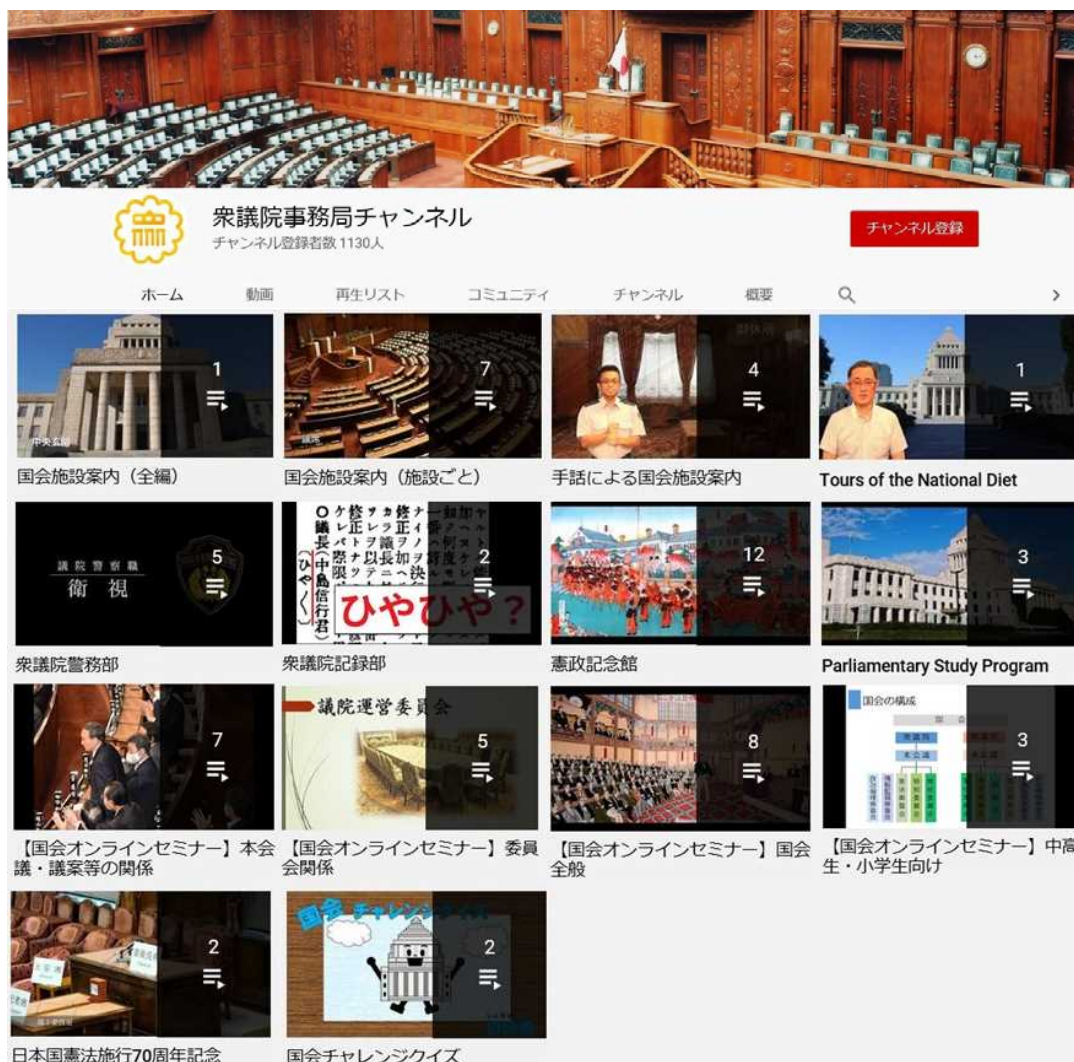
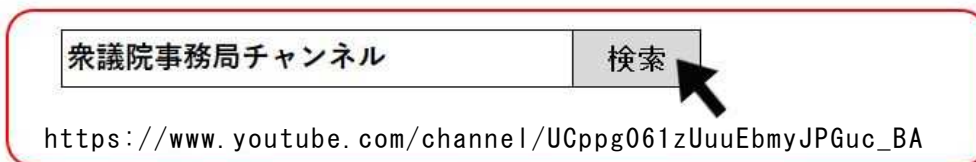


<衆議院事務局チャンネル (YouTube)>

衆議院事務局の公式チャンネルをYouTubeに開設し、国会の施設案内等、国民の皆様により親しみやすい動画情報を提供しています。

主な動画情報

- ・国会施設案内（日本語、手話、英語）
- ・衆議院警務部（衛視等）
- ・衆議院記録部（国会の速記等）
- ・憲政記念館
- ・Parliamentary Study Program
- ・国会オンラインセミナー
- ・日本国憲法施行70周年記念
- ・国会チャレンジクイズ



国会案内

< 参観者ホールでの情報提供 >

衆議院参観者ホールは、衆議院を訪れた参観者等の待機場所として参観コースの出発点に位置しており、国会への関心を高めていただけるよう、国会に関する情報の提供を行っています。

1 パネル展示

参観受付から参観者ホールに降りてすぐ右手の壁面に議長及び副議長の顔写真のパネルを展示しています。続いて、国会議事堂周辺の様子を示すパネル、衆議院議員の選挙区別議員数及び会派別議員数、国会に関する豆知識、最後に憲政記念館及びその周辺を案内したパネルを展示しています。

展示パネルの一部



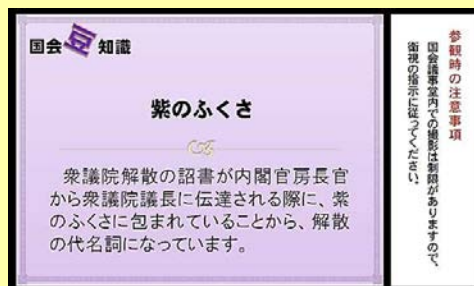
衆議院の都道府県及びブロック別の議員数



議事堂あれこれ (国会豆知識)

2 映像コーナー

参観紹介、豆知識、国会クイズなど衆議院参観者ホールでしかご覧いただけないオリジナルコンテンツの視聴ができます。



3 衆議院刊行物紹介コーナー

衆議院の公報、本会議録、委員会議録、議案類（衆議院議員提出法律案、内閣提出法律案等）などの各種刊行物の展示を行っています。



4 パソコン情報検索コーナー

楽しみながら国会についての知識を得ることができるよう、模擬議会SHOWなどのオリジナルコンテンツ及び国会関係のホームページの閲覧、並びに立法活動や国会議事堂を紹介したビデオ及び審議中継（ライブ・録画）の視聴ができます。



電話によるお問合せ

国民の皆様から寄せられる衆議院の構成、本会議・委員会及び議案等の基本情報、衆議院の各種手続等に関するお問合せを受け付けています。

受付 9時～17時45分（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
電話 03（3581）5151（直通）

○ 国会会議録検索システム

衆参両院の本会議や委員会等の会議録（第1回国会から）を公開しています。会議録のうち、いわゆる質疑応答等の議事部分がテキストで表示されます。

会議録（冊子）も画像（PDF形式）で閲覧ができますので、会議録末尾に掲載されている法律案等の資料はこちらでご覧ください。

また、ヘルプ（使い方ガイド）では、データの内容や検索方法その他についてお知らせしていますので、参考にしてください。

衆議院ホームページの「国会会議録検索システム（国立国会図書館HP）」又は国立国会図書館ホームページの「サービス・国会関連情報」からアクセスできます。

国会会議録検索システムホームページアドレス <https://kokkai.ndl.go.jp/>

シンプル表示トップ ヘルプ（使い方ガイド）

国会会議録検索システム

第1回国会（昭和22年5月）からの本会議・委員会の会議録を、テキスト又は画像で閲覧できます。



検索して探す

AND
Q 検索
詳細検索

会議録を選択して探す

会議の開催日、院名・会議名から会議録を選んで表示します。開催日を指定すると、対応する回次が自動で入力されます。

会期カレンダー（色付き=会期中）

<	2020	年	12	月	>	
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

第 回

院の指定：すべて
会議名の指定：すべて
すべての号

表示する

法律案・条約承認案件の審議経過から探す

法律案・条約承認案件について、その審議経過を含む国会会議録に限定した検索を行います。[日本法令索引](#)からご利用ください。

○ 国会参観（衆議院）の手続

参観は、平日のほか、土曜、日曜及び休日も行っています。参観手続の詳細は以下のとおりです。

なお、衆議院議員の紹介による申込みは従前のおりです。

1 参観の申込み

(1) 参観者数が10名以上の団体の場合

10名以上の団体については、事前申込みが必要です。

参観の申込みは①参観申込書と②参観者名簿に必要事項を記入し、以下にFAXで送信してください。

(FAX番号) 平日 03-3581-7954

土・日・休日 03-3581-5387

※申込みは、参観を希望する日の60日前から前日まで受け付けております。

※参観申込書は、衆議院ホームページからダウンロードしてください。

※当日は、参観受付窓口にお越しください。

(2) 参観者数が9名以下の場合

事前申込み及び参観申込書の事前記入の必要はありません。当日、参観受付窓口にて申込書に記入していただきます。

参観受付窓口は、平日は国会議事堂裏側の「衆議院参観受付所」、土曜日、日曜日及び休日は「衆議院面会受付所」となります。（下記略図参照）



2 参観時間

平日 : 8時～17時 (16時受付終了)

土曜日、日曜日及び休日 : 1日6回 (9時30分、10時30分、11時30分、13時、14時、15時)

なお、本会議開会前1時間及び本会議開会中は、参観できません。

また、特別な行事等があるときは、参観コースが変更されたり、参観ができないこともあります。

3 交通

- ・ 東京メトロ丸ノ内線及び千代田線の国会議事堂前駅下車 1番出口 (徒歩3分)
 - ・ 東京メトロ有楽町線、半蔵門線及び南北線の永田町駅下車 1番出口 (徒歩5分)
- なお、駐車場は、バス専用となっています。

4 障害を持った方々への主な配慮

- ・ 聴覚に障害を持った方は、聴導犬を同伴したままの参観ができます。また、手話講習を受講した衛視が案内します。参観の際は、事前にご相談ください。
- ・ 視覚に障害を持った方は、盲導犬を同伴したままの参観ができます。衛視が参観受付入口に用意した国会議事堂の模型に触れていただきながら、議事堂の説明を行っています。また、点字の参観案内パンフレットを用意しています。
- ・ 身体に障害を持った方は、介助犬を同伴したままの参観ができます。また、車椅子のままの参観ができます。
- ・ 貸出用車椅子を用意しています。
- ・ 車椅子でスムーズに移動するため、スロープ、エレベーターを整備しています。
- ・ 建物の中には、多目的トイレを整備しています。
- ・ 参観コースの中の国会前庭遊歩道をフラット化し、車椅子での通行が可能になりました。

衆議院では、令和2年2月27日の議院運営委員会理事会の申合せにより、新型コロナウイルス感染症対策として、国会参観を中止としておりましたが、同年6月17日の議院運営委員会理事会の申合せにより、7月1日より一部対応を変更して再開しております。

再開に当たっては、当面の間、団体及び個人を問わず、一般の参観受付は行わず、本院議員を通じての申込みに限らせていただきます。

(令和3年1月17日現在)

5 問合せ先

衆議院事務局警務部参観係

住 所 〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03(3581)5111 内線33771、33772

○ 本会議・委員会・憲法審査会の傍聴

傍聴には本会議の傍聴と委員会及び憲法審査会の傍聴があります。いずれの場合も傍聴券が必要となります。

本会議の傍聴券は警務部で、委員会及び憲法審査会の傍聴券は委員部でそれぞれ所定の手続により交付を受けることができます。

1 本会議の傍聴

本会議は、日本国憲法第57条により公開が原則となっており、一般の方も傍聴できます。

傍聴券には議員紹介券と一般傍聴券の2種類があります。議員紹介券は本会議開会当日議員1人につき1枚交付され、一般傍聴券は議員面会所受付において申込み順に交付を受けることができます。ただし、傍聴設備の関係及び議場の秩序保持の上から人数が制限されることがあります。また、傍聴人は衆議院傍聴規則（昭和22年7月11日制定）を守らなければなりません。

2 委員会及び憲法審査会の傍聴

委員会の傍聴については、国会法第52条で「委員会は、議員の外傍聴を許さない。但し、報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得たものについては、この限りでない。」と規定されており、衆議院議員の紹介で委員長の許可を得れば一般の方も傍聴することができます。

具体的な手続は、議員秘書が委員会傍聴許可申請用紙に必要事項を記入し、委員部を通して委員長の許可を得ることになっています。

傍聴に際しては、委員室内の傍聴設備及び秩序保持の上から、本会議同様に、人数が制限されることがあります。また、傍聴人は衆議院傍聴規則を守らなければなりません。

なお、憲法審査会も、委員会に準じた手続で傍聴できます。

3 障害を持った方々への主な配慮

- ・ 聴覚に障害を持っている方や盲ろうの方が傍聴する際には手話通訳者や要約筆記者、通訳・介助者の同伴をお願いしています。手話通訳者や要約筆記者が同伴できない場合や、通訳・介助者の手配をできない場合には、事前の要請があれば衆議院事務局の方で手配することができます。傍聴の際には、事前にご相談ください。

また、聴導犬を同伴しての傍聴ができます。

- ・ 視覚に障害を持っている方は、白杖を携帯したままの傍聴ができます。また、盲導犬を同伴しての傍聴ができます。

- ・ 身体に障害を持っている方は、車椅子を使用されている方は、そのままの傍聴ができます。

委員会、憲法審査会については、委員長または会長の許可があれば、杖を携帯したままの傍聴が認められます。

また、介助犬を同伴したままの傍聴ができます。

- ・ 車椅子でスムーズに移動するため、スロープ、エレベーターを整備しています。
- ・ 建物の中には、多目的トイレを整備しています。
- ・ 本会議の傍聴席には車椅子に対応したスペースを用意しています。

衆議院では、令和2年2月27日の議院運営委員会理事会の申合せにより、新型コロナウイルス感染症対策として、本会議及び委員会の傍聴を、極力、御遠慮願っておりました。

その後、同年9月10日の議院運営委員会理事会の申合せにおいて一部対応を変更、適切な身体的距離を確保できる人数の入室を認めることとし、体温の計測により、37.5℃以上の発熱その他感染を疑わせる症状がないことを確認し、マスクの着用を求めた上で傍聴を認めることとしております。

(令和3年1月17日現在)

4 問合せ先

- ・ 本会議の傍聴は「警務部傍聴券係」
電 話 03(3581)5111 内線33861
- ・ 委員会の傍聴は「委員部総務課」
電 話 03(3581)5104(直通)
- ・ 憲法審査会の傍聴は「憲法審査会事務局」
電 話 03(3581)5563(直通)

○ 請願の手続

1 国会への請願

請願権は、憲法第16条で国民の権利として定められています。国籍・年齢の制限はなく、日本国内に在住の外国人の方及び未成年の方も請願書を提出することができます。

衆議院、参議院に請願書を提出するには、国会法及び各議院規則で規定する一定の様式が必要となります。

請願は、各議院がそれぞれ受け付け、互いに干渉しないこととされています。

2 衆議院への請願書提出手続

請願書は、議員の紹介により提出しなければなりません。したがって、提出に関する具体的な手続は、議員ないし議員秘書が行います。請願は、国会が開会されますと、召集日から受け付けますが、議院運営委員会（理事会）の決定により、おおむね会期終了日の7日前に締め切るのが例となっています。ただし、極めて短期間の国会の場合には、請願を扱わないことがあります。

請願を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に、請願者の住所氏名を明記しなければなりません。請願者の氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字を使った場合や複写されている場合は押印が必要です。また、外国語による請願書の場合には、訳文の添付が必要です。

なお、同じ請願者が、同一会期内に同一趣旨の請願書を重複して提出することはできません。これは紹介議員が異なっても同様です。

3 請願文書表の作成・配付

請願書が提出されますと、請願文書表が作成・印刷され、各議員に配付されます。請願文書表には、その内容が周知されるよう、請願者の住所氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名及び受理の年月日などが記載されます。

4 請願の審査

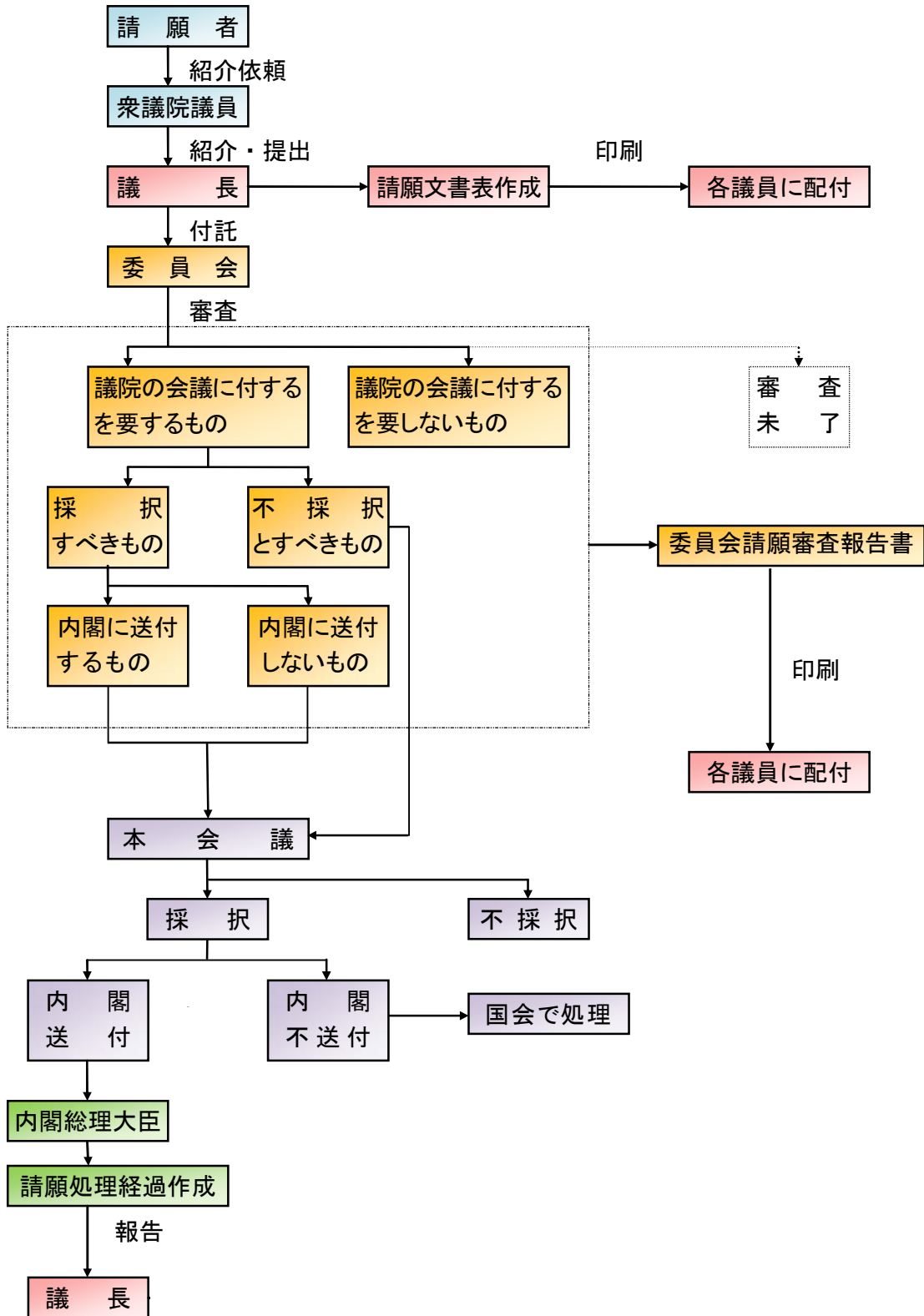
請願は請願文書表の配付と同時に、請願事項に基づいて適當の委員会に付託されます。

委員会では、審査の結果に従い、議院の会議に付するを要するものと要しないものに区別し、要するものについては、採択すべきものとする請願と不採択とすべきものとする請願に区別をし、さらに採択すべきもののうち、内閣に送付することを適當と認めるものについてはその旨を附記し、議院に報告することになっています。

本会議では、委員会において採択すべきもの又は不採択とすべきものと決した請願を議題とし、その採決は採択又は不採択とすることについて諮ることとしています。

なお、採択された請願のうち、内閣において措置することが適當とされたものは、議長から内閣総理大臣に送付されます。内閣からは、毎年2回、その処理経過が議院に報告されます。

衆議院における請願処理の概要図



(国会閉会后、請願を紹介した議員には、その審査結果が通知されます。)

○ 陳情の手続

陳情は請願と違い、議員の紹介を必要としません。陳情を行う場合は、要望する内容を簡潔にまとめた文書に住所氏名を明記し、郵送等で議長宛に提出します。その中で、議長が必要と認めたものは、適當の委員会に参考のため送付されますが、請願と違い文書表は作成されません。

なお、氏名は署名によることが原則ですが、印刷された文字による場合は押印が必要です。

○ 地方議会からの意見書の手続

地方自治法第99条により、地方公共団体の議会は、国会に意見書を提出することができます。

衆議院への意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇意見書」とし、当該議会名及び議長名を記載し公印を押印の上、地方自治法第99条に基づく意見書であることを明記して、郵送等で提出されています。

なお、提出された意見書は、議長において受理した後、適當の委員会に参考のため送付されます。

○ 復興特別意見書の手続

東日本大震災復興特別区域法第11条第8項により、認定地方公共団体等は、国会に復興特別意見書を提出することができます。

衆議院への復興特別意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇復興特別意見書」とし、当該地方公共団体名及び首長名を記載し公印を押印の上、東日本大震災復興特別区域法第11条第8項に基づく復興特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることとなります。

なお、提出された復興特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

○ 福島復興再生特別意見書の手続

福島復興再生特別措置法第62条第1項（令和3年4月1日以降は「第7条の2第1項」）により、福島県知事は、国会に福島復興再生特別意見書を提出することができます。

衆議院への福島復興再生特別意見書は、議長宛に、表題を「〇〇〇福島復興再生特別意見書」とし、福島県知事名を記載し公印を押印の上、福島復興再生特別措置法第62条第1項（令和3年4月1日以降は「第7条の2第1項」）に基づく福島復興再生特別意見書であることを明記して、郵送等で提出されることとなります。

なお、提出された福島復興再生特別意見書は、議長において受理した後、復興に関する事項を所管する委員会に参考のため送付されます。

問合せ先等

1 問合せ先

衆議院事務局議事部請願課

- ・ 請願に関する問合せ：受理係
TEL 03 (3581) 5111 内線 68000、68001
- ・ 請願処理経過に関する問合せ：庶務係
TEL 03 (3581) 5111 内線 68012、68013
- ・ 陳情・意見書に関する問合せ：陳情・意見書係
TEL 03 (3581) 5111 内線 68012、68013

2 陳情・意見書の郵送先

〒100-0014
東京都千代田区永田町1-7-1
衆議院議長 ○○○○ 宛

※ 意見書は、封筒に「意見書在中」と朱書きで明記してください。
また、当該意見書についての照会等に係る連絡先・担当者名を
明記してください。

○ 行政に関する苦情受付窓口

衆議院決算行政監視委員会では、広く国民の皆様から行政に関する苦情を受け付けております。皆様が、日常接しておられる行政との関係において、様々な行政の在り方や行政の改善について、具体的な苦情をお寄せください。

- 1 この制度は、国民の皆様から寄せられた行政に関する苦情を、本委員会が行政監視活動を行うための基礎的な資料・情報源の一つとして国政調査を行う際に活用しようとするものです。**本委員会が受理する苦情の範囲は、行政制度・施策の改善、行政の運用によって被っている具体的不利益や行政機関等の不正等に関するものです。**
- 2 この制度は、**寄せられた苦情内容に沿って個人的、個別的に答えるものではありません。**また、行政以外の立法や司法等に関する苦情を受け付けるものでもありません。

苦情の受付先は次のとおりです。

1 F A Xによる受付 03 (3581) 7731

2 封書、はがきによる受付

〒100-8960

(東京都千代田区永田町1-7-1)

衆議院決算行政監視委員会

「行政に関する苦情」係 宛

(注) 郵便番号を明記すれば、住所は必要ありません。

3 電子メールによる受付

アドレス : kujo@shugiinjk.go.jp

(注) HTML形式のメール、添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。また、内容が詳細かつ大量のものについては郵便等でお願ひします。

いずれの苦情についても、提出者の住所、氏名、電話番号、F A X 番号を明記してください。

○ 意見窓口 「憲法のひろば」

憲法審査会では、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うに当たり、その参考に資するため、広く国民の皆様のご意見を受け付けております。

ご意見のある方は、次の要領でお送りください。

1 電子メールによる受付

アドレス：kenpou@shugiinjk.go.jp

2 F A Xによる受付

03 (3581) 5875

3 封書、はがきによる受付

〒100-8960

東京都千代田区永田町1-7-1

憲法審査会「憲法のひろば」係 宛

いずれのご意見についても、住所、氏名、年齢、職業、電話番号（又はF A X番号、メールアドレス）を必ず明記してください。

電子メールについて、HTML形式のメール、添付ファイルは受け取れませんのでご注意ください。

○ 国会議員政策担当秘書資格試験

国会議員政策担当秘書資格試験の日程等については、例年4月中旬から受験案内を配付しています。

ここでは、令和2年度の例を掲載します。

1 試験の名称

令和2年度国会議員政策担当秘書資格試験

2 受験資格

(1) 令和2年9月10日（最終合格者発表日）現在において65歳未満の者（昭和30年9月12日以降生まれの者）で、かつ、次のいずれかに該当する者

- ① 大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和3年3月までに大学卒業見込みの者
- ② 政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験することができない。

- ① 国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第7条の規定により受験できない者
 - ・ 日本国籍を有しない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者
- ② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）

3 試験

(1) 第1次試験

- ① 試験日 令和2年6月27日（土）
- ② 試験場 東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷7-3-1）
（新型コロナウイルス感染症の影響により、実際は衆議院及び参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）で実施。）
- ③ 試験方法 多肢選択式（教養問題）及び論文式（総合問題）
- ④ 第1次試験合格者発表 令和2年8月18日（火）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、合格者に郵送で通知する。

(2) 第2次試験

- ① 試験日 令和2年8月26日（水）
- ② 試験場 衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町1-7-1）
- ③ 試験方法 口述式

4 最終合格者発表

令和2年9月10日（木）に、衆議院第二別館前及び参議院第二別館前に掲示して発表するほか、官報、衆議院ホームページ及び参議院ホームページにも掲載し、可否については各人に郵送で通知する。

5 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

衆議院及び参議院のホームページにおいてPDF形式で交付する。

また、衆議院議員面会所受付及び参議院議員面会所受付において令和2年4月10日（金）から5月15日（金）の9時30分から17時15分の間交付する（土曜日、日曜日及び祝日等を除く）。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「政策請求」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型2号・A4判が入る大きさ）を必ず同封すること（5月8日（金）必着）。

(2) 受験の申込み

試験を受けようとする者は、受験申込用紙（受験申込書、写真票、受験票）に所要事項を記入の上、受験申込書・写真票に写真（最近6か月以内に撮影した、上半身、無帽、正面向きのもの）を貼り、受験票を通常はがきに貼って、参議院事務局庶務部議員課宛に特定記録郵便により郵送すること。

(3) 提出書類

受験申込書・受験票・写真票（第1次試験合格者については、大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも令和2年4月1日以降発行のもので、住民票の写しについては本籍地の記載があり個人番号の記載がないもの）を第2次試験の際に提出のこと。）

(4) 受験申込受付期間

令和2年5月7日（木）から5月15日（金）まで。

ただし、5月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 合格者の採用方法

最終合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

7 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、衆議院事務局庶務部議員課又は参議院事務局庶務部議員課に行うこと。

(2) 本試験はあくまでも資格試験であり、合格により採用が担保されているわけではなく、採用・解職については国会議員が決定することになるので、その旨十分留意すること。

8 問合せ先等

衆議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03 (3581) 5165 (直通)

ホームページアドレス <http://www.shugiin.go.jp/>

参議院事務局庶務部議員課

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電 話 03 (5521) 7485 (直通)

ホームページアドレス <https://www.sangiin.go.jp/>

○ 衆議院議員の資産等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、衆議院議員の

- ・資産等報告書
- ・資産等補充報告書
- ・所得等報告書
- ・関連会社等報告書

を、下記のとおり閲覧できます。

なお、閲覧できる報告書は、過去7年分のものになります。

・ 閲覧場所

東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館地下1階 資産等報告書等閲覧室

交 通：東京メトロ千代田線及び丸ノ内線 国会議事堂前駅下車（1番出口）
東京メトロ銀座線及び南北線 溜池山王駅下車（5番出口）

・ 閲覧日時

閲覧日：原則として、1月4日から12月28日までの毎日
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

時 間：9時30分～12時、13時～17時30分

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68106）までお問い合わせください。

○ 衆議院議員の秘書の兼職に係る文書の閲覧

「国会議員の秘書の給与等に関する法律」に基づき、衆議院議員の秘書の兼職に係る文書を下記のとおり閲覧できます。

・ 閲覧場所

・ 閲覧日時

衆議院議員の資産等報告書等の閲覧に同じ

・ その他

詳しくは、衆議院事務局庶務部議員課（電話 03（3581）5111 内線68101、68110）までお問い合わせください。

○ 衆議院事務局の情報公開・個人情報保護

1 情報公開

国会は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の対象とされていませんが、衆議院事務局は、同法の趣旨を踏まえて、国民に対する説明責任を果たすために議院行政文書の開示の取扱いについて内規を定め、情報公開制度を運用しています。

(1) 開示の申出ができる文書

- ・ どなたでも衆議院事務局が保有する「議院行政文書」について、開示の申出を行うことができます。ただし、官報、新聞、書籍（市販されているなど、一般に容易に閲覧可能なもの。）等や、憲政記念館において管理されている歴史的資料等は除かれます。
- ・ 「議院行政文書」とは、衆議院事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、衆議院事務局の職員が組織的に用いるものとして、衆議院事務局が保有しているものをいいます。立法や調査に係る文書すなわち本会議や委員会等の会議の運営や立法活動・調査活動に関わる文書は、開示対象文書に含まれていません。
- ・ 国会の会議録等については、衆議院ホームページの「会議録」及び「国会会議録検索システム（国立国会図書館HP）」からアクセスすることができます（438頁参照）。また、衆議院の本会議や委員会等の審議中継についても、衆議院ホームページの「衆議院インターネット審議中継」から見るすることができます（434頁参照）。

(2) 議院行政文書ファイル管理簿の閲覧

- ・ 情報公開・個人情報窓口にて、開示の対象となる議院行政文書を含むファイルのリストである「議院行政文書ファイル管理簿」を備えているほか、衆議院ホームページの「ご案内」欄の「情報公開」からもアクセスすることができます。開示を求める文書を特定する際の参考としてご利用ください。

(3) 開示の申出から開示又は不開示の連絡まで

- ・ 開示の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書開示申出書」（開示申出書）を情報公開・個人情報窓口にて提出（郵送も可）してください（開示申出手数料は不要）。開示申出書は、衆議院ホームページからダウンロードできます。
- ・ 開示申出書が受理されてから、原則として30日以内に書面等により開示又は不開示の連絡を行います。期限内に連絡ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を連絡します。

(4) 開示の実施

- ・ 議院行政文書の開示の実施を受ける場合には、「議院行政文書開示実施方法等申出書」（開示方法等申出書）を提出してください。なお、情報公開・個人情報窓口にて開示の実施を受ける場合は、開示通知書を提示してください。
- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は写しの交付です（写しの交付は有

料)。

- ・ 写しの交付に係る手数料の納付は、開示方法等申出書に収入印紙を貼り付ける方法で行ってください。
- ・ 写しの交付は、郵送でもできます(別途郵送料が必要)。

2 個人情報保護

国会は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対象とされていませんが、衆議院事務局は、個人情報を適切に取り扱うため、同法の趣旨を踏まえて、個人情報の取扱いについて内規を定め、個人情報を適切に管理するとともに、衆議院事務局が保有している個人情報(保有個人情報)の開示、訂正及び利用停止の制度を運用しています。

(1) 開示、訂正又は利用停止(開示等)の申出ができる保有個人情報

- ・ どなたでも、衆議院事務局が保有している自己の個人情報について、開示の申出を行うことができます。ただし、「議院行政文書」に記録されているものに限りません。
- ・ 開示の申出に基づき開示された保有個人情報について、その内容が事実でない場合には訂正の申出を行うことができ、①衆議院事務局が適法に取得していない、②その利用目的の範囲を超えて保有している、③利用目的以外の目的のために利用・提供している、と認める場合には、利用停止を求めることができます。
- ・ 訂正又は利用停止の申出は、保有個人情報の開示の連絡の翌日から90日以内に行うことができます。
- ・ なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、開示等の申出をすることができます。

(2) 開示等の申出から連絡まで

- ・ 開示等の申出をする場合には、所要事項を記載した「保有個人情報開示(訂正、利用停止)申出書」(開示等申出書)を情報公開・個人情報窓口へ提出(郵送も可)してください(開示等申出手数料は不要)。開示等申出書は、衆議院ホームページの「ご案内」欄の「個人情報」欄中、「衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程」の中にありますので印刷してお使いください。
- ・ 開示等の申出に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを示す書類を提示又は提出してください。
- ・ 開示等申出書が受理されてから、原則として30日以内に書面等により開示若しくは不開示、訂正若しくは訂正をしない旨又は利用停止若しくは利用停止をしない旨の連絡を行います。期限内に連絡ができない場合には、その理由及び連絡予定時期を連絡します。

(3) 開示の実施

- ・ 保有個人情報の開示の実施を受ける場合には、「保有個人情報開示実施方法等申出書」(開示方法等申出書)を提出してください。なお、情報公開・個人情報窓口で開示の実施を受ける場合は、開示通知書を提示してください。

- ・ 開示の実施方法は、原則として閲覧又は写しの交付です（写しの交付は有料）。
- ・ 写しの交付に係る手数料の納付は、開示方法等申出書に収入印紙を貼り付ける方法で行ってください。
- ・ 写しの交付は、郵送でもできます（別途郵送料が必要）。

3 苦情の申出

- ・ 開示を求められた議院行政文書の全部若しくは一部を開示しないこと又は保有個人情報の全部若しくは一部を開示等しないことについては、全部若しくは一部の開示等をしない旨の連絡をした日の翌日から3か月以内に、衆議院事務局に対して書面により「苦情の申出」を行うことができます。苦情の申出がなされた場合には、事務総長が「衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて、苦情の申出のあった日から原則として40日以内に対応します。
- ・ 苦情の申出をする場合には、所要事項を記載した「議院行政文書の開示に関する苦情の申出書」又は「保有個人情報の（開示、訂正、利用停止）に関する苦情の申出書」を提出してください。苦情申出書は衆議院ホームページの「ご案内」欄の「情報公開」からダウンロード、又は「個人情報」欄中、「衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程」の中にありますので印刷してお使いください。

4 実施根拠

「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」及び「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程細則」については、衆議院ホームページの「ご案内」欄の「情報公開」から、「衆議院事務局の保有する個人情報の保護に関する規程」については、同欄の「個人情報」から見るすることができます。

5 問合せ先等

衆議院事務局情報公開・個人情報窓口（衆議院第二別館8階 庶務部文書課内）

受付時間 9時30分～12時、13時～17時

※土日、休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

住 所 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-3

電 話 03(3581)5097(直通)

03(3581)5111(代表) 内線35035

（郵送の場合）

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院事務局庶務部文書課情報公開・個人情報担当 宛

※電子メール及びFAXでは受け付けていません。